

## 平成26年度 木造建築科在職者訓練募集案内

### 1 講習内容等について

- (1) 講習日時 平成27年 1月7日(水)～9日(金) (3日間)  
午前9時～午後4時
- (2) 講習会場 県立魚沼テクノスクール実習場
- (3) 募集定員 5名(正規社員、非正規社員にかかわらず受講できます。)
- (4) 講習内容 技能検定1・2級実技課題講習

| 月 日      | 講 習 内 容                          |
|----------|----------------------------------|
| 1月 7日(水) | 原寸図作成、木ごしらえ(かな削り)、<br>墨付け作業および解説 |
| ～        | 墨付け、加工、組立作業および解説                 |
| 1月 9日(金) | 原寸図作成から組立まで通して作業を行う<br>まとめ       |

- (5) 持参用具 大工道具一式(かな・のこぎり・玄能・のみ・つぼ道具  
・cmのさしがね・自由がね等)  
インパクトドライバー・直定規・三角定規  
筆記用具
- (6) 材 料 当校で用意します。

### 2 受講申し込み等について

- (1) 受講料 3,900円
- ※市民村民税非課税世帯等に該当する方は講習料の減免を受ける事が出来ます。詳しくは魚沼テクノスクールにお問い合わせください。
- (申し込み後、納入通知書が郵送されます。その後納入期限までに納入してください。)
- (2) 申込み方法 別紙申込用紙に所要事項を記入し、魚沼テクノスクールへ提出  
(郵送またはFAX)してください。
- (3) 申込み締切 平成26年12月25日(木)

### 3 その他

受講者数が少ない場合は講習会を中止させていただくことがあります。中止の場合は12月26日(金)までに電話でご連絡いたします。そのため、申込書の電話番号欄に必ずご記入ください。

問い合わせ先 〒949-7413  
新潟県魚沼市堀之内3335-1  
新潟県立魚沼テクノスクール  
TEL 025-794-2410  
FAX 025-794-2411  
担当：長谷川、加藤

第5号様式（第29条、第37条関係）

在 職 者 訓 練 受 講 申 込 書

新潟県立魚沼テクノスクール校長 様

年 月 日

本人氏名

貴校の実施する下記の訓練を受講したいので、申し込みます。

記

|               |                      |                |                                               |
|---------------|----------------------|----------------|-----------------------------------------------|
| 訓練コース         | ① 技能向上コース<br>2 セミナー  | 訓 練 科<br>(内 容) | 木造建築 科<br>(技能検定実技課題講習)<br>1 級 ・ 2 級<br>(○で囲む) |
| (ふりがな)<br>氏 名 |                      | 生 年 月 日        | 年 月 日                                         |
| 現 住 所         | 郵便番号 ( )<br>電話番号 ( ) |                |                                               |
| 所属事業所名        |                      | 事業所所在地         | 電話番号 ( )                                      |
| 事業所の規模        | 人                    | 職 名            | 実務経験年数 年                                      |

- 注 1 訓練コースの欄には、該当するコースの番号に○を付けてください。  
2 職名の欄には技能員、班長、組長、係長等と記入してください。  
3 実務経験年数の欄には、受講を希望する訓練科に関する仕事の実務経験年数を記入してください。

◎被雇用形態いずれかに○を付けてください

- 1 正規雇用    2 派遣社員    3 パート・アルバイト  
4 自営業    5 その他 ( )

◎納入通知書（振込用紙）納入義務者（支払者）を事業所にする場合は、  
下の「事業所」のところに○で囲んで下さい。

・ 事業所

◎市町村民税非課税世帯等に該当する方は講習料の減免を受けることができます。